

4 いじめ防止基本方針

(1) 学校いじめ防止基本方針

加古川市立陵北小学校

[令和8年4月改定]

1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」は「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであり、だれもが被害にも加害にもなりうるものである。」という基本認識にたち、児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) 具体的な態様

- ・冷やかしやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・物品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・インターネットやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの特性

- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ・仲間はずれや無視など心理的な攻撃を伴ういじめが増加している。その被害が周りに見えにくいいじめが長期間にわたり潜在化することもある。
- ・SNS等で行われる誹謗中傷などによるいじめは、学校や家庭では非常に見えにくい、匿名性を悪用している場合や発受信元が広範囲に及ぶ場合があり小学生でも起こっている。
- ・いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめでは、加害・被害の二者関係でなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解をあたえてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

2 いじめ防止の基本方針

(1) 配慮を要する児童を中心に据えた教育活動を行う。

(2) 1/1の感覚を持つ。

- ・担任にとって児童は1/40の存在であっても、保護者にとっては1/1の存在である。その認識に立ち、この保護者の気持ちに寄り添う。
- ・教職員にとっては、毎年のことであっても児童にとってはすべてが初めての体験である。その認識に立ち、計画的で丁寧な指導や支援を行う。

(3) 事象を批判的にとらえ、分析し、事象の背景を常に考える。

- ・事象の背景にいじめがあるのではないかという危機感を持ち続ける。
- ・いじめを見聞きしなくなったからと言って解決していると思っはいけない。気づいていないだけかもしれないと考える。
- ・何も起こっていない時には、何がよかったから無事であったかを常に考える。

- (4) 報連相の共通ルールをしっかりと守って情報伝達を行う。
- ・自分の判断で情報を止めたり、内容を取捨選択したりしない。
 - ・結果だけでなく、途中経過や継続状況も丁寧に伝える。また、必ず記録に残す。
 - ・保護者や関係機関への連絡を怠らない。

(5) 普段から自身の指導・支援について謙虚に振り返る姿勢を続ける。

3 いじめ問題に取り組む校内組織

「いじめ対応チーム(いじめ対策委員会)」を校務分掌に位置づけ、必要に応じ随時会議を開催する。

(1) 構成

いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導、教育相談コーディネーター、養護教諭、当該学年担当、当該学級担任、スクールアシスタント、スクールカウンセラー、メンタルサポーターとする。

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ・いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- ・いじめに関する児童、保護者及び地域に対する意識啓発
- ・いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ・いじめがあるかどうかの判断やいじめが疑われる情報があつた時の迅速な対応
- ・いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ・関係のある児童への事実関係の聴取
- ・指導や支援の体制と対応方針の決定
- ・保護者や関係機関との連携
- ・いじめの対応に関する校内研修等の企画
- ・改善プログラムの策定、検証と改善 等

4 未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる温かい土壌をつくるために、特に道徳教育、人権教育、授業改善に力を入れて、児童の自己有用感、自尊感情、達成感、成就感を育むことに努める。

(1) 学級づくりの充実

- ・学級開き、学期はじめに教師から「いじめをしないさせない見逃さない！」宣言を行う。
「いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じた言葉で、教師より宣言する。
- ・友だちのために「きょうしつ」をキーワードに行動することを理解させ実践させる。
- ・常に教室環境を整備し、学習規律(あいさつ・姿勢・忘れ物等)と基本的生活習慣を徹底させる。
- ・失敗や間違いを茶化したり、そのことを助長したりする場面を決して見逃さず即指導する。

(2) 学ぶ喜びを味わわせる授業づくりの推進

- ・常に児童の考えや意見を意味づけし、価値づけする。
- ・年間カリキュラムの中で「ことばの力」の育成を明確にし、自分の思いをことばで表現できる力を育成する。
- ・協同的探究学習の理念に基づいた授業づくりを行い、一人一人の児童が参加・活躍できる場を作る。
- ・個別指導や学習支援については、児童支援、生徒指導、学校生活適応、特別支援教育の観点から協議し、きめ細かな計画を立てる。

(3) 実生活や体験に目を向け、考える道徳・人権学習の充実

- ・PTA活動や陵北小学校区人権・同和教育協議会と連携し、親子で作る「人権標語」に取り組み、学校内外に掲示する。
- ・市の生活安全課や県警と連携し、情報モラル学習を実施する。
- ・道徳の時間での学習を通じた意見発表会を人権週間に実施する。
- ・落書きや人権意識に欠けた言葉づかいに対する指導を徹底する。

- (4) 他者の価値を認める集団規範を生み育てる特別活動の充実
- ・児童会を中心とした「なかまづくりプロジェクト」を企画し実行する。
 - ・「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」ソーシャルスキルトレーニングを実施する。
 - ・キャリアノートを活用し自分自身を理解する。
 - ・他者・社会・自然とのかかわりを深める体験活動を充実させる。(校外学習・環境学習・学校行事)
 - ・児童会が中心になって「あいさつ運動」を推進する。
- (5) 校種間での積極的な情報共有
- ・「学校園連携ユニット」により校種間連携を推進し、孤立しがちな児童や発達障害等、特別な配慮を要する児童の情報を提供し合う。
- (6) 校内研修の充実
- ・スクールカウンセラーによる研修(子どもの心理と行動・自己理解・事例研究)を実施する。
 - ・青少年育成課と連携し、インターネットの危険性やネットトラブルについて最新の動向を把握する。
- (7) 保護者・地域への啓発
- ・インターネットトラブルに対する保護者の責務について周知を図る。
 - ・いじめの問題性、家庭教育の大切さ、子どもとのふれあいの必要性についての理解を促進させる。
 - ・家庭内でのスマホルールづくりを呼び掛ける。
 - ・来校機会を計画的に設け、一人でも多く一回でも多く子どもの実態に触れ現実を肌で感じてもらう。
 - ・相談窓口、連絡体制を周知させる。

5 早期発見に向けての取組

○ささいな兆候であっても、いじめではないかとの思いをもって、早い段階からの的確に関わり、いじめを積極的に認知する。

○誰にも相談できないでいる児童のために、声なき声を聴くための観点(視点)を共有する。

○児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

○誰かに相談することは恥ずかしいことではないということをくり返し指導し、十分理解させる。

(1) 日常的な観察と記録

- ・清掃活動や係活動が一部の児童に押しつけられていないか、特定の児童がいつも被害的立場になっていないか等、背景にいじめの存在がないかを常に確認する。
- ・保護者と連携し、メールを見た時の表情の変化や携帯電話の使い方の変化を見逃さない。
- ・公園等校区内パトロールを実施し、児童の下校後の様子を把握する。

(2) 情報の計画的な収集、記録、共有

- ・心の相談アンケートを年2回実施する。
- ・アセス(学校生活適応調査)を年2回実施し、支援策を協議し確実に実行する。
- ・全児童を対象にした定期的な教育相談を年2回行う。
- ・毎月15日を「心の安全・身の安全の日」とし、学校独自の生活アンケートを行い、児童が内観する機会を持つ。
- ・日常的に保護者との連携をより密にし、学校から情報と家庭からの情報を共有する。
- ・関係機関との情報交換を多方面にわたり行う。
中学校区合同補導、PTA常任理事会(毎月)、学校運営協議会(学期に1回)、民生児童委員、家庭支援課(適宜)

(3) 教職員の対応能力の向上

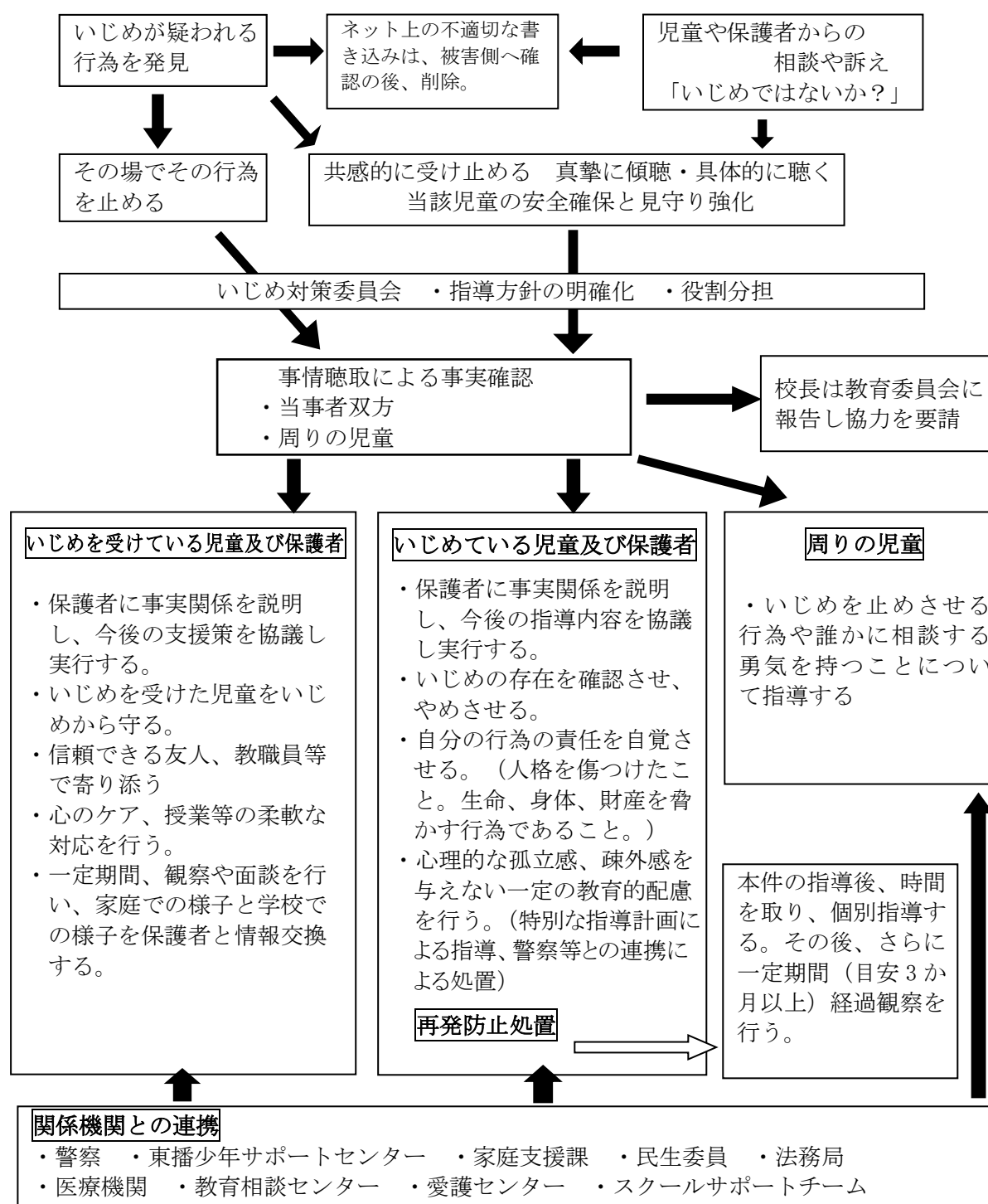
- ・「TALKの原則」の実践
- ・スクールカウンセラーや学校支援カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による研修の充実(カウンセリングマインド技法・いじめの構造・命の危機を乗り越える教育等)
- ・校外研修への全教職員の参加

- ・教職員同士が互いを尊重し、支え合い、時に議論を重ね、互いの力を高め合う姿を示すことで「同僚性」を深め、児童の手本となる

(4) 相談しやすい環境づくり

- ・教育相談コーディネーターを中心とした教育相談推進体制の充実を図る。
- ・個人懇談会を年2回実施する。
- ・スクールカウンセラーの相談日を保護者に周知する。
- ・学校などに相談できずに悩みを抱えている児童や保護者向けに関係機関の一覧表を配布し、校内にも常時掲示する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、メンタルサポーターとの連携を深め、心理的、福祉的な視点による支援を行う。
- ・教職員、関係機関、保護者と連携し、学びの多様化を進める。

6 早期対応



7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第1号）いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第2号）（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

<重大事態の例>

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・年間30日程度欠席している場合（一定期間連続した欠席は状況により判断）
- ・児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(2) 対処の手順

- ①重大事態であると判断した場合、教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。
- ②教育委員会と協議の上、教育委員会からの指導及び人的処置を含めた支援のもと、調査を行う組織を設置する。
- ③事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や東播少年サポートセンターに相談・通報をする。

(2) 調査の内容と方法

因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を可能な限り、網羅的に明確にする。

[いつ、誰から、どのような態様で、背景や人間関係は、学校・教職員の対応は]

ア いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・本人から十分に聴き取る。
- ・他の児童や情報提供児童を守ることを最優先とする。
- ・当該児童の心のケアを継続的に行い、落ち着いた学校復帰の支援や学習支援をする。
- ・関係機関とも適切に連携して対応に当たる。

イ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴取する。
- ・今後の調査について協議したうえで、児童や教職員に対する質問紙調査や面談による聴き取り調査等に着手する。

ウ 児童の自殺という事態が起こった場合

- ・自殺の背景調査を行う。
- ・「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」（改訂版）を参考にする。

8 その他の留意事項

- (1) 「いじめ防止対策プログラム」に基づく取組の実効性について学期ごとに全教職員で検証し、「自己点検シート（市教委）」にまとめて教育委員会に報告する。
- (2) 今後、法の施行状況や国・県・市の基本方針の変更等があれば、学校の基本方針の見直しを検討し改定する。
- (3) 学校評価項目に、いじめ防止の取組を位置づける。
- (4) 学校運営協議会でいじめ問題を取り上げ、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを進める。